

新旧対照表（ちょコム送金利用規約 1）

新	旧
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略
<p>第3条（口座保有者の事前確認等）</p> <p>1 略</p> <p>2 以下の各号に該当する場合には、当社は前項の承諾をしないものとします。 以下の各号に該当する場合には、当社は前項の承諾をしないものとします。</p> <p>(1) ちょコム送金を悪用し、又は悪用しようとする場合</p> <p>(2) 換金を目的とした商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他有価証券等の購入又は販売、ビットコイン等の通貨類似の商品の購入又は販売、キャッシング目的でのちょコム送金の利用、その他クレジットカードの利用状況が不適切であると当社が判断した場合</p> <p>(3) 日本国内に居住を証明できない場合</p> <p>(4) 個人の場合は、送金口座開設時の前年12月31日において満16歳未満の場合</p> <p>(5) 法令又は公序良俗に反する行為を行い、又は行おうとする場合</p> <p>(6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又は暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行う者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であると認められる場合</p> <p>(7) 反社会的勢力に対する資金又は役務等の提供その他反社会的勢力と何らかの関係を有する行為をし、又はしようとするものと認められる場合</p> <p>(8) 本規約又は当社所定の他の規約、規程等（以下、「本規約等」といいます。）を遵守しない場合</p> <p>(9) 支払の停止があった場合又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、その他これらに準ずる法的整理手続の開始の申立てがあった場合</p> <p>(10) 仮差押、保全差押又は差押の命令、通知がなされている場合</p> <p>(11) その他口座保有者として不適当と当社が判断した場合</p>	<p>第3条（口座保有者の事前確認等）</p> <p>1 略</p> <p>2 以下の各号に該当する場合には、当社は前項の承諾をしないものとします。</p> <p>(1) ちょコム送金を悪用し、又は悪用しようとする場合</p> <p>(2) 換金を目的とした商品購入又は販売、キャッシング目的でのちょコム送金の利用、その他クレジットカードの利用状況が不適切であると当社が判断した場合</p> <p>(3) ビットコイン等、通貨類似の商品の購入又は販売であると当社が判断した場合</p> <p>(4) 日本国内に居住を証明できない場合</p> <p>(5) 個人の場合は、送金口座開設時の前年12月31日において満16歳未満の場合</p> <p>(6) 法令又は公序良俗に反する行為を行い、又は行おうとする場合</p> <p>(7) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又は暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行う者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であると認められる場合</p> <p>(8) 反社会的勢力に対する資金又は役務等の提供その他反社会的勢力と何らかの関係を有する行為をし、又はしようとするものと認められる場合</p> <p>(9) 本規約又は当社所定の他の規約、規程等（以下、「本規約等」といいます。）を遵守しない場合</p> <p>(10) 支払の停止があった場合又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、その他これらに準ずる法的整理手続の開始の申立てがあった場合</p> <p>(11) 仮差押、保全差押又は差押の命令、通知がなされている場合</p> <p>(12) その他口座保有者として不適当と当社が判断した場合</p>
第4条～第7条 略	第4条～第7条 略

新旧対照表（ちょコム送金利用規約 1）

新	旧
<p>第8条（ちょコム送金の利用制限）</p> <p>1 第6条第1項及び第7条第1項にかかわらず、以下の各号に該当する場合は、当社は、口座保有者のちょコム送金の利用を制限（ちょコム送金の送金、受取及び受取人の銀行口座への出金の依頼を拒否し、又は取り消すことを含みます。）することができるものとし、口座保有者は、当該制限に対して何ら異議を唱えないものとします。</p> <p>（1）当社が第13条第1項又は第2項に基づきちょコム送金の提供を停止又は中止している場合</p> <p>（2）送金金額又は受取金額が別紙で定める上限金額を超えている場合</p> <p>（3）お客様情報に虚偽があったと当社が判断した場合</p> <p>（4）口座保有者が本人以外の者と判断される場合</p> <p>（5）口座保有者が、ちょコム送金を犯罪又は公序良俗に反する目的で利用しているおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>（6）口座保有者が、換金を目的とした商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他有価証券等の購入又は販売、ビットコイン等の通貨類似の商品の購入又は販売、キャッシング目的でのちょコム送金の利用、その他クレジットカードの利用状況が不適切であると当社が判断した場合</p> <p>（7）受取人本人に瑕疵及び悪意がない場合であっても、クレジットカードの不正利用等により、受取人の送金口座に不正に送金されたことが判明した場合</p> <p>（8）口座保有者が反社会的勢力であると認められる場合</p> <p>（9）口座保有者が反社会的勢力に対する資金又は役務等の提供その他反社会的勢力と何らかの関係を有する行為をし、又はしようとするものと認められる場合</p> <p>（10）口座保有者が本規約等に違反してちょコム送金を利用し、又はしようとしたと認められる場合</p> <p>（11）その他当社が不適当と判断した場合</p> <p>2 略</p>	<p>第8条（ちょコム送金の利用制限）</p> <p>1 第6条第1項及び第7条第1項にかかわらず、以下の各号に該当する場合は、当社は、口座保有者のちょコム送金の利用を制限（ちょコム送金の送金、受取及び受取人の銀行口座への出金の依頼を拒否し、又は取り消すことを含みます。）することができるものとし、口座保有者は、当該制限に対して何ら異議を唱えないものとします。</p> <p>（1）当社が第13条第1項又は第2項に基づきちょコム送金の提供を停止又は中止している場合</p> <p>（2）送金金額又は受取金額が別紙で定める上限金額を超えている場合</p> <p>（3）お客様情報に虚偽があったと当社が判断した場合</p> <p>（4）口座保有者が本人以外の者と判断される場合</p> <p>（5）口座保有者が、ちょコム送金を犯罪又は公序良俗に反する目的で利用しているおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>（6）口座保有者が、換金を目的とした商品購入又は販売、キャッシング目的でのちょコム送金の利用、その他クレジットカードの利用状況が不適切であると当社が判断した場合</p> <p>（7）口座保有者が、ビットコイン等、通貨類似の商品の購入又は販売であると当社が判断した場合</p> <p>（8）受取人本人に瑕疵及び悪意がない場合であっても、クレジットカードの不正利用等により、受取人の送金口座に不正に送金されたことが判明した場合</p> <p>（9）口座保有者が反社会的勢力であると認められる場合</p> <p>（10）口座保有者が反社会的勢力に対する資金又は役務等の提供その他反社会的勢力と何らかの関係を有する行為をし、又はしようとするものと認められる場合</p> <p>（11）口座保有者が本規約等に違反してちょコム送金を利用し、又はしようとしたと認められる場合</p> <p>（12）その他当社が不適当と判断した場合</p> <p>2 略</p>
<p>第9条～第18条 略</p>	<p>第9条～第18条 略</p>

新旧対照表（ちょコム送金利用規約 1）

新	旧
<p>第 19 条（ちょコム送金の利用停止及び送金口座の強制解約）</p> <p>1 口座保有者が以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、当該口座保有者のちょコム送金の全部又は一部の利用を停止し、又は送金口座を解約することができるものとします。</p> <p>（1）お客様情報に虚偽があったと当社が判断した場合</p> <p>（2）口座保有者が本人以外の者と判断される場合</p> <p>（3）第三者になりすましてちょコム送金を行い、又はちょコム送金に係る電磁的記録を不正に作出する等ちょコム送金を不正利用したことが判明した場合</p> <p>（4）当社若しくは第三者を誹謗・中傷し、又は当社若しくは第三者に迷惑・不利益等を与える行為をした場合</p> <p>（5）本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により、第三者の個人情報を収集する行為をした場合</p> <p>（6）ちょコム送金の内容が法令又は公序良俗に反すると認められる場合</p> <p>（7）本規約等に違反した場合</p> <p>（8）口座保有者が反社会的勢力であると認められる場合</p> <p>（9）口座保有者が反社会的勢力に対する資金又は役務等の提供その他反社会的勢力と何らかの関係有する行為をし、又はしようとするものと認められる場合</p> <p>（10）仮差押、保全差押又は差押の命令、通知がなされた場合</p> <p>（11）口座保有者の信用状態に重大な変化が生じたと認められる場合</p> <p>（12）10年間にわたり口座保有者の送金口座の口座残高に増減がない場合</p> <p>（13）換金を目的とした商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他有価証券等の購入又は販売、ビットコイン等の通貨類似の商品の購入又は販売、キャッシング目的でのちょコム送金の利用、その他クレジットカードの利用状況が不適切であると当社が判断した場合</p> <p>（14）法令その他の変更により、本サービスが利用できなくなった場合</p> <p>（15）その他口座保有者、又は送金先銀行等の口座等保有者として不適当と当社が判断した場合</p> <p>2～5 略</p> <p>第20条～第28条 略</p>	<p>第 19 条（ちょコム送金の利用停止及び送金口座の強制解約）</p> <p>1 口座保有者が以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、当該口座保有者のちょコム送金の全部又は一部の利用を停止し、又は送金口座を解約することができるものとします。</p> <p>（1）お客様情報に虚偽があったと当社が判断した場合</p> <p>（2）口座保有者が本人以外の者と判断される場合</p> <p>（3）第三者になりすましてちょコム送金を行い、又はちょコム送金に係る電磁的記録を不正に作出する等ちょコム送金を不正利用したことが判明した場合</p> <p>（4）当社若しくは第三者を誹謗・中傷し、又は当社若しくは第三者に迷惑・不利益等を与える行為をした場合</p> <p>（5）本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により、第三者の個人情報を収集する行為をした場合</p> <p>（6）ちょコム送金の内容が法令又は公序良俗に反すると認められる場合</p> <p>（7）本規約等に違反した場合</p> <p>（8）口座保有者が反社会的勢力であると認められる場合</p> <p>（9）口座保有者が反社会的勢力に対する資金又は役務等の提供その他反社会的勢力と何らかの関係有する行為をし、又はしようとするものと認められる場合</p> <p>（10）仮差押、保全差押又は差押の命令、通知がなされた場合</p> <p>（11）口座保有者の信用状態に重大な変化が生じたと認められる場合</p> <p>（12）10年間にわたり口座保有者の送金口座の口座残高に増減がない場合</p> <p>（13）換金を目的とした商品購入または販売、キャッシング目的でのちょコム送金の利用、その他クレジットカードの利用状況が不適切であると当社が判断した場合</p> <p>（14）ビットコイン等の通貨類似の商品の購入又は販売であると当社が判断した場合</p> <p>（15）法令その他の変更により、本サービスが利用できなくなった場合</p> <p>（16）その他口座保有者、又は送金先銀行等の口座等保有者として不適当と当社が判断した場合</p> <p>2～5 略</p> <p>第20条～第28条 略</p>
<p>附則</p> <p>この改正規約は平成 29 年 4 月 28 日より実施いたします。</p> <p>略</p> <p>平成 29 年 4 月 28 日改定</p>	<p>附則</p> <p>この改正規約は平成 27 年 12 月 9 日より実施いたします。</p> <p>略</p>